

平成 26 年 6 月 26 日

オフロード法関係団体 ご担当者様

環境省 水・大気環境局
自動車環境対策課

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に係る
「少数承認申請実施要領」の一部改正について

日頃より環境行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

先般改正いたしました、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）について、今般、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に係る「少数承認申請実施要領」の一部を改正いたしましたので、同封いたします通知文を含む、下記資料を送付させていただきます。

改正作業等におきまして関係者様にご協力を頂きましたことを御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政へご協力のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、少数承認実施要領以外の実施要領につきましても、改正後、通知をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 送付資料

- 1) 「特定特殊自動車少数承認実施要領について」の一部改正について(通知文)
- 2) 「特定特殊自動車少数承認実施要領について」の別添「新旧対照表」
- 3) 「特定特殊自動車少数承認実施要領」の改正後の実施要領本文、別紙 1, 別紙 4

2. 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当 大槻、松本
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
TEL : 3581-3351 (内線 6525) FAX : 03-3593-1049
E-mail : kanri-jidosha@env.go.jp

以上